

2021年8月19日
株式会社エフエネ

大雨に伴い被災された東北電力管轄内及び中国電力管轄、九州電力管轄地域にお住まいの お客さまに対する電気料金の特別措置について

台風第9号および8月11日からの大雨により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの大雨の影響で災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域のうち、お申し出いただいたすべてのお客さまに対して、電気料金等の特別措置を適用させていただきます。

災害救助法の適用地域については、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されます。最新情報については、「[内閣府発表_災害救助法の適用状況](#)」をご参照ください。本日時点での特別措置の対象地域については、下記となります。

<対象の地域>

災害救助法の適用地域

- 【青森県】 むつ市、上北郡七戸町、下北郡風間浦村
- 【島根県】 江津市、邑智郡川本町、邑智郡美郷町
- 【広島県】 広島市（全区）、三次市、安芸高田市、山県郡北広島町
- 【福岡県】 久留米市
- 【佐賀県】 武雄市、嬉野市、杵島郡大町町
- 【長崎県】 雲仙市

災害救助法の適用地域に隣接する地域

- 【青森県】 青森市、十和田市、上北郡東北町、上北郡横浜町、下北郡大間町、下北郡東通村、下北郡佐井村、東津軽郡平内町
- 【島根県】 浜田市、益田市、大田市、飯石郡飯南町、邑智郡邑南町
- 【広島県】 呉市、府中市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、山県郡安芸太田町、世羅郡世羅町
- 【福岡県】 小郡市、朝倉市、うきは市、八女市、筑後市、大川市、三井郡大刀洗町、八女郡広川町、三潞郡大木町
- 【佐賀県】 鳥栖市、神埼市、伊万里市、唐津市、多久市、鹿島市、三養基郡みやき町、西松浦郡有田町、杵島郡江北町・白石町
- 【長崎県】 大村市、東彼杵郡波佐見町・川棚町・東彼杵町、諫早市※、島原市※、南島原市※

※の市町村は、申請以降、認可までの間に新たに災害救助法の適用となった市町村および隣接市町村で、上記以外の市町村が本災害における災害救助法の適用となった場合、当該市町村およびその隣接市町村も特別措置の対象地域といたします。

・特別処置の内容

① 支払期日の1ヵ月延長

・2021年7月分※、8月分、9月分、および10月分の電気料金について、支払期日（支払い義務発生日の翌日から30日目）を1ヵ月間延長いたします。

※7月分については、支払期日が災害救助法の適用日以降となる地域の方が対象となります。

② 不使用月の電気料金の免除

災日から引き続き全く電気を使用していない場合には、被災日が属する月分の次の月分の電気料金から6ヵ月間に限り、電気料金を申し受けません。

③ 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害により電気設備が一時使用不能となった場合、2022年2月末日までの間は、復旧するまで使用ができない設備に相当する基本料金は申し受けません。

・特別処置の申込み方法

この特別措置の適用をご希望されるお客さまは、弊社までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

株式会社エフエネ

TEL：0120-133-663

営業時間:10時～17時30分（夏季・年末年始・土日祝を除く）